

最高裁秘書第5455号

令和元年11月18日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

10月17日付け（同月18日受付、第014375号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

入寮許可通知書（片面で2枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（直通番号及び振込先）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

(No.○○○)

令和元年10月25日

○○○○ 様

司法研修所事務局総務課寮務係

## 入寮許可通知書

あなたの司法研修所の寮への入寮については、次のとおり決定しました。

なお、入寮の必要がなくなった場合には、11月5日（火）までに入寮辞退の連絡をしてください。

（入寮辞退の連絡先）総務課寮務係 [REDACTED]

1 入寮は許可となりました。入寮日は12月4日（水）です。

部屋の番号は、○○○寮 ○棟 ○○○号室

2 寮費は、13,200円です。同封の払込取扱票に住所、氏名等の必要事項を記入の上、11月5日（火）までに振り込んでください。

なお、振込の際には、手数料がかかるので注意してください。

また、同封の払込取扱票を使用しない場合や他の金融機関から振込みをする場合は、次の銀行に振り込んでください。

※ [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

おって、納入期限までに振り込めない事情がある場合や入寮辞退の意思がある場合は、速やかに寮務係へ連絡してください。

### 3 入寮時の注意事項

(1) 入寮当日の司法研修所への入構は、北門を利用してください。その場合、バスは「樹林公園」バス停で下車してください。

(2) 入寮日時は、12月4日（水）午前11時から午後4時までとし、いずみ寮A棟正面玄関で入寮手続を行います（時間厳守）。

やむを得ない事情により午後4時までに入寮できなくなった場合は、前記寮務係に必ず連絡をしてください。

(3) 寮室には、「2019.10司法修習ハンドブック」2ページの「3 寮」に記載のとおり、机、椅子、本棚、電気スタンド、ベッド、ユニットバス（トイレ付）、エアコン、冷蔵庫、電話機、洋服入れ、物入れが整備されているほか、寝具一式（ベッドパット、掛布団、毛布、枕、リネン類（シーツ等））及びカーペットが整備されています。

共用部分の各階ランドリー室には、洗濯機、衣類乾燥機、掃除機及びアイロンが、給湯室には電子レンジ、トースター等が整備されています。

(4) 荷物は、最小限必要なものにとどめ、配達日を次のように指定して発送してください（配達日は厳守すること）。

ア ヤマト運輸㈱を利用する場合

配達日は、12月2日（月）とする（配達時間は午前中とする。）。

イ その他の運送業者を利用する場合

配達日は、12月3日（火）とする（配達時間は午前中とする。）。

上記ア、イの2日間に到着した荷物は、当係が受領し、許可された部屋に搬入しておきます。荷物の送り状には、許可された部屋の番号と「第73期導入」を必ず記入し、宛名が読みとれるようにはっきりと、強く、濃く書いてください。

なお、自家用車を利用しての入寮及び荷物の搬入並びに当研修所付近の道路に駐車して荷物を搬入することは、**厳禁**です。

(5) 荷物の送り先は、次のとおりです。

ア いづみ寮の場合

〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号

司法研修所いづみ寮A（又はB）棟○○○号室気付

「第73期導入」○ ○ ○ ○ (本人) あて

イ ひかり寮の場合

〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号

司法研修所ひかり寮○○○号室気付

「第73期導入」○ ○ ○ ○ (本人) あて

(6) 荷物の発送は、配達料金を着払いとせず、必ず元払いにして発送してください。単身パック方式等による発送は、到着後に散逸するおそれがありますので、**個々の荷物に部屋番号と氏名を必ず明記**してください。

(7) 寮内は、土足厳禁のため、必ず上履を持参してください。

(8) 寮内は、寮室内を含めて**全面禁煙**（加熱式たばこ及び電子たばこを含む。）です。喫煙者は、灰皿の設置してある屋外の喫煙所で喫煙してください。

(9) 寮において、電気器具の使用が制限されることに注意してください。

ア 寮室内で使用するエアコン以外の電気器具については、その消費電力の合計が1,500ワットを超えることができません。

イ 電気コンロ、ホットプレート等の電気器具については、特別の事情等により事前に許可されたものを除き、**使用できません**。

ウ ガスコンロ等火気器具の使用は禁止です。

(10) 食堂は入寮日から利用できますが、入寮日は昼食時のみの営業です。

(11) 入寮の際には、入寮時に配布する「入寮に際しての注意事項」や、寮室備え付けの「合宿舎利用の手引き」等をよく読んでください。

4 節電について

入寮者は、入寮期間中の寮室における節電はもとより、廊下、セミナー室等公共スペースでの節電にも気を配ってください。